

第6編 南海トラフ地震防災対策推進 計画

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	1
第1節 推進計画の目的 【危機管理室】	1
第2節 推進地域 【危機管理室】	1
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 【危機管理室、関係機関】	1
第2章 地震発生時の応急対策等	2
第1節 地震発生時の応急対策 【危機管理室、関係部課、関係機関】	2
第2節 資機材・人員等の配備手配 【危機管理室、関係部課、関係機関】	5
第3節 他機関に対する応援要請 【危機管理室、関係部課】	6
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	7
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に 係る措置 【危機管理室、関係機関】	7
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応 急対策に係る措置 【危機管理室、関係部課、関係機関】	8
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応 急対策に係る措置 【危機管理室、関係部課、関係機関】	9
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画【関係部課】	11
第5章 防災訓練計画 【関係部課、関係機関】	12
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 【関係部課、関係機関】	14

第1章 総則

第1節 推進計画の目的 【危機管理室】

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備に関する事項などを定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進地域 【危機管理室】

南海トラフ法第3条に基づき、本市を含む和歌山県全市町村が、推進地域の区域に指定されている。（全国では、1都2府27県723市町村）【令和7年7月1日現在】

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 【危機管理室、関係機関】

橋本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第3章「防災関係機関の実施責任と業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策 【危機管理室、関係部課、関係機関】

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

- ア 市は、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害で、その規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の収集に努めるものとする。
- イ 指定公共機関・指定行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が、国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害と認められるときは、特に、その規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。
- 情報の収集・伝達における役割並びに被害状況等の情報の収集・伝達については、第3編第2章「情報計画」に定めるところによる。

(2) 避難のための指示

- ア 市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難の指示をすることとする。また、市長は、避難のため立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- イ 当該災害の発生により、市の全部又は大部分の事務ができなくなった場合、市長に代わって知事が実施するものとする。
- ウ 警察官
- (ア) 市長が、避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対して、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を市長に通知することとする。
- (イ) 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に、急を要する場合は、危害を受ける恐れのある者を避難させるものとする。
- エ 災害派遣を命ぜられた自衛官
- 災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで、特に急を要する場合は、危害を受ける恐れのある者を避難させることができる。

(3) 避難方法・避難誘導等

第3編第5章第3節「避難計画」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、公共施設など、特に、防災活動の拠点となる公共施設など及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視を実施し、当該施設の被害状況などの把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設などにおける二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力などを実施する。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震により、広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体などと連携し、活動を行うこととする。その活動については、第3編第5章第9節「被災者救出計画」に定めるところによる。

5 物資調達

- ア 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定などにより調達可能な流通備蓄量などについて、主な品目別に確認する。
 - イ 市は、状況により県に対して、県内市町村における備蓄量について、市町村間の斡旋調整を要請する。
 - ウ 市は、ア、イにより把握した数量及び市町村間の調整結果を踏まえ、被災の状況を勘案し、市内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、県に対して調達、供給の要請を行う。
- 計画については、第3編第5章第4節「食糧供給計画」及び第6節「物資供給計画」に定めるところによる。

6 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体等と連携し、活動を行うこととする。

その活動については、第3編第14章「交通輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体等と連携し、活動を行うこととする。

その活動については、第3編第6章第1節「防疫計画」及び第4節「保健活動計画」に定めるところによる。

8 一斉帰宅抑制対策

膨大な帰宅困難者の発生により災害応急対策の妨げとなる事態を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則等を積極的に広報するとともに、従業員や児童生徒等の一時的な収容を、企業や学校等に呼び掛ける。また、関係する民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に一斉帰宅を抑制するために一時的に滞在できる施設等の必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、災害時帰宅支援ステーションの確保等を行う。

9 時間差発生への配慮

南海トラフ地震では、過去に東南海地震と南海地震が同時に発生した事例のほか、数時間から数年の時間差で発生した例が確認されている。また、発生順序についても東南海地震が先行する場合だけでなく、南海地震が先行した可能性も指摘されており、時間差発生に対応した防災・減災対策が重要である。

後発地震による土砂災害などが懸念される地域での避難については、数日間の継続を基本方針とし、後続の地震が発生しなかった場合にも最大限の警戒を継続したうえで避難解除を進めるものとする。また、後発地震に伴う二次災害防止のため、国や県と連携し、建築物の応急危険度判定を迅速に行うこととする。判定結果に基づき危険とされた建築物や崖地については、立入禁止を強く呼びかける措置を実施するとともに、最初の地震によって建築物の構造的な脆弱性が高まっている可能性について、市民に対し周知するものとする。

第2節 資機材・人員等の配備手配

【危機管理室、関係部課、関係機関】

1 物資等の調達手配

- ア 市は、必要な資機材の確保状況を把握し、市独自では確保困難な場合、県に対して、当該物資等の供給体制の確保を図るとともに、必要に応じ、他市町村との斡旋調整などの依頼を行う。
- イ 市は、県に対して、区域内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のための必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、橋本市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- *災害対策用備蓄品一覧表【資料編 P-13 参照】
- イ 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定める。

第3節 他機関に対する応援要請 【危機管理室、関係部課】

1 他の市町村への応援要請

- ア 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第3編第1章第2節「動員計画」に定めるところによる。
- イ 市は、必要があるとき、アに掲げる応援協定に従い、応援要請するものとする。

2 自衛隊の派遣要請

第3編第15章「自衛隊派遣要請等の計画」に定めるところによる。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 【危機管理室、関係機関】

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、市の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達は、第3編第2章第1節「地震情報・警戒等の情報の伝達計画」に定めるところによる。

市の防災体制については、下記に定めるところによる。

体制	出動基準地震	体制区分	職員出動区分（配備体制）
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	臨時警戒1号	・危機管理監、危機管理室員

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 【危機管理室、関係部課、関係機関】

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、市の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達は、第3編第2章第1節「地震情報・警戒等の情報の伝達計画」に定めるところによる。

市の防災体制については、下記に定めるところによる。

体制	出動基準地震	体制区分	職員出動区分（配備体制）
警戒本部体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	臨時警戒2号	・警戒本部体制2号職員より2名 ※巨大地震注意発令より1週間の24時間体制とする

また、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法は、第3編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、第3編第2章第4節「災害広報計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、第2編第24章「防災知識普及計画」の定めるところにより、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等の日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 【危機管理室、関係部課、関係機関】

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章第1節「地震情報・警戒等の情報の伝達計画」に定めるところによる。

市の防災体制については、下記に定めるところによる。

体制	出動基準地震	体制区分	職員出動区分（配備体制）
災害対策本部体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	臨時災対1号	・災害対策本部体制1号職員より2名 ※巨大地震警戒発令より1週間の24時間体制とする

また、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところによる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

市の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、第3編第2章第2節「被害情報等の収集計画」に定めるところによる。

市の災害対策本部等からの指示事項等の伝達は、第3編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

4 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画や、避難所の開設・収容保護等については、第3編第5章第3節「避難計画」に定めるところによる。

6 警備対策等

県警察等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【関係部課】

1 整備すべき施設

施設などの整備は、概ね、中・長期的目途として行うものとし、具体的な事業施行などにあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により、相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- ア 避難地の整備
- イ 避難路の整備
- ウ 消防用施設及び資機材の整備
- エ 消防活動が困難である区域の道路整備
- オ 防災行政無線施設、その他の施設又は設備の整備
- カ 緩衝地帯として設置する公園・緑地・広場、その他の公共空地の整備
- キ 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポートの整備
- ク 共同溝・電線共同溝などの電線、水管等の公益物件を収容するための施設整備
- ケ 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設整備
- コ 公的医療機関などの改築又は補強整備
- サ 社会福祉施設の改築又は補強整備
- シ 公立の小学校、中学校等の改築又は補強整備
- ス 不特定かつ多数の者が利用する公的建設物の改築又は補強整備
- セ 農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なものの整備
- ソ 広域防災拠点施設の整備
- タ 飲料水、貯水槽、プール、非常用食糧の備蓄倉庫、非常用電源施設、その他の施設又は設備の整備
- チ 救助用物資、その他の物資の備蓄倉庫の整備
- ツ 負傷者を一時的に収容、保護するための救護施設、その他応急的な措置に必要な設備又は物資の整備

2 整備方針

- ア 施設整備の計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- イ 施設の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。
- ウ ライフライン・インフラ事業者は、他のライフライン・インフラにおいても同時に被害が生じることを考慮し、相互に連携体制の整備・強化を図るものとする。

第5章 防災訓練計画 【関係部課、関係機関】

1 計画方針

市は、南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化と、防災関係機関の有機的な連携を強化して応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、自主防災会及び市民の防災意識の高揚を図る。また、市は近隣市町の防災関係機関と一体となり住民の協力のもとに地震災害を想定した訓練を実施する。

市民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するように努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うにあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ体制などの改善を行う。

(1) 防災訓練

市は、防災関係機関並びに民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震に関する防災訓練を実施する。

訓練内容は、通信、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、交通規制、応急危険度判定、市本部などの設置、更に発災後における応急復旧に至るまでの一連の訓練とする。また、訓練実施機関として、自主防災会、ボランティア団体の参加を呼びかける。

(2) 職員参集訓練

職員の意識の向上などを図ることを目的として、動員計画に基づき、職員参集訓練を定期的実施する。

(3) 防災関係機関の訓練

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で、次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は、相互に適切な連絡をとり、協力しなければならない。

学校、病院、社会福祉施設、大型スーパー、旅館、ホテルなどにあつては、収容者などの人命保護のため、特に、避難についての設備を整備し、訓練を実施する。

訓練には、大きく分けて実働訓練と図上訓練の2種類があるが、図上訓練には、大規模な実員の動きを伴わないため、比較的手軽に実施できるだけでなく、重大な状況判断を行う本部などの中枢機能を訓練するのに適している。

ア 災害図上訓練

地域において大規模な地震が発生した場合を想定し、地図への書き込みを通して、地域にどのような被害が発生し、どのような対応をとればよいかなどを考える機会を提供する形式などの訓練

- イ 実施訓練
通信、警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、水防、消防、その他の訓練

第1編
総則

計画
第2編
災害予防

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【関係部課、関係機関】

1 計画方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災会、事業所などの自衛消防組織などと協力して、地震防災上、必要な教育及び普及・啓発を推進するものとする。

2 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員などが果たすべき役割
- オ 地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- キ 家庭内での地震防災対策の内容
 - ※ 地域での防災訓練を実施するときは、参加するものとする。

3 住民に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位などで行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオなどの映像、各種集会の実施など地域の事情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

また、教育及び広報にあたっては、南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらえるよう留意するものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛など、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地区、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）などに関する知識

- キ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止など家庭内対策の内容
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- サ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

4 児童・生徒等に対する教育

市は、教育委員会・市消防本部・伊都消防組合消防本部と連携を図り、また状況により、防災関係機関や地域住民の協力を得て、児童生徒などに対する教育を実施する。

防災教育は、学校等の実態に応じた訓練を行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 形式に陥ることのない実践的な訓練を実施
- イ パンフレットの利用
- ウ 映画・スライド・ビデオなどによる普及
- エ 講習会・講演会の開催又は参加
- オ 学校区などの防災マップなどの作成
- カ 防災体験学習の参加又は実践（地域の防災訓練への参加）
- キ 防災ボランティア活動

5 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、大災害ほど学校等公共施設の開放時期が長くなり、結果、市民に大きく影響するため、その対応教育を実施する。

6 自動車運転者に対する教育

市は、自動車運転者に対して、車を運転中の対応及び車から離れる場合の処置等の教育を実施する。

7 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨、市民に周知徹底を図るものとする。